

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>定刻となりましたので、これより「令和 3 年度第 6 回沖縄地方最低賃金審議会」を始めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>始めに、各委員の出席状況についてでございますが、上江洲委員、西村委員、砂川委員、比嘉委員から都合により欠席の連絡をいただいておりますので、公益委員が 3 名、労働者側委員が 4 名、使用者側委員が 4 名でございます。</p> <p>最低賃金審議会令第 2 条により沖縄地方最低賃金審議会の委員の定数は 15 名となっておりますので、本審議会は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数 10 名以上を満たしていることを御報告致します。</p> <p>それでは、これからの議事の進行につきましては、島袋会長にお願いしたいと思ひます。</p>
島 袋 会 長	<p>それでは、今年度最後となりますが、第 6 回沖縄地方最低賃金審議会を開催致します。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は宮城委員、使用者側委員は新垣委員にお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ はいの声 ）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事の前に、事務局より委員についての御報告があるとのことですので、事務局よりお願い致します。</p>
梅澤賃金室長	<p>議事の開始前に事務局より御報告です。</p> <p>本日皆様のお手元に青色インデックスの 1 から 7 まで振られた資料を配</p>

	<p>布しております。</p> <p>資料1のインデックスを開いていただきますでしょうか。</p> <p>すでに公示や沖縄労働局ホームページへ掲載しておりますが、労働者代表委員でありました津山委員より都合により昨年11月30日付け辞職の申出があり、これを受けて補充委員の公募公示を実施し、推薦があった1名、照喜名朝和(てるきな ともかず)氏について、内容確認の上12月28日付け辞令を発出しました。</p> <p>この内容が委員名簿の労働者代表委員の4名目に照喜名朝和様、下の備考欄に発令年月日が令和3年12月28日と記載させていただいております。</p> <p>御本人には机上配布での辞令交付と、本日初めての審議会への御参加となっており、各委員の皆様にも事前報告はさせていただいておりますが、名簿の変更をして配布させていただきます。</p> <p>また、宮城委員におかれましては、役職名の変更について御報告をいただきましたので、併せて、労働者代表委員宮城千絵様の方に、アスタリスクで書記次長から執行委員に変更と、記載の変更をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、照喜名委員より、初めての御出席ですので、一言、御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">(照喜名委員より挨拶)</p> <p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、審議に移っていきたいと思います。</p> <p>まず、議事次第1「令和3年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について」となっています。事務局から報告をお願いします。</p>

梅澤賃金室長	<p>それでは、今年度審議会の総括といたしまして、3点説明及び報告をさせていただきます。</p> <p>配布させていただいています資料インデックスの3番を開いていただきますでしょうか。</p> <p>こちらに本年度の沖縄地方最低賃金審議会の実施状況ということで、7月1日時点で案を決議していただいて、その後実際の状況をこちらに追記しております。今年度の沖縄地方最低賃金審議会は、本審がこれまで5回、専門部会が8回、特定最低賃金の改正の必要性の有無について設置されました運営小委員会が2回、沖縄県新聞業最低賃金専門部会が3回、計18回の会議を開催し、沖縄県最低賃金や特定最低賃金の改正に係る審議を行っていただきました。</p> <p>このうち、沖縄県最低賃金(地域別最低賃金)につきましては、昨年7月1日に開催しました第1回本審において、沖縄労働局長から諮問後、専門部会におきまして審議をいただきました。</p> <p>専門部会での審議結果は、追加開催も含めて全会一致の結審には至りませんでした。8月12日の第4回本審において、専門部会審議結果報告を踏まえ、全委員による採決が行われ、現行の時間額792円から28円引上げて820円とする答申をいただきました。</p> <p>その後、所定の手続きを経て、答申通り確定し、令和3年10月8日に発効したところです。</p> <p>次に、特定最低賃金につきましては、現在の6業種のうち「新聞業」等の4業種の労働者団体から改正の申出があり、これに基づき、7月31日の第2回本審において、沖縄労働局長からこれら4業種の改定の必要性について諮問をさせていただきました。</p> <p>運営小委員会にて審議の結果、沖縄県新聞業最低賃金について改正の必要性を全会一致にて「必要性あり」との結論に至り、8月6日の第3回本審へ</p>
--------	--

の報告を行っていただきました。

同日、答申を受け、沖縄県新聞業最低賃金の改正諮問を行い、8月31日から3回の専門部会開催を経て、9月14日、全会一致により時間額835円から18円引上げて853円とする部会報告及び答申をいただきました。

その後所定の手続きを経て、答申通りの額が確定し令和3年11月12日に発効したところです。

審議会の実施状況総括については以上になります。

2点目です。改正最低賃金額の周知に係る取組の報告になります。

配布資料は特にございませんので、お耳を貸していただければと思います。

地域最低賃金の答申をいただいた8月12日に、答申内容に係る意見公示を行うとともに官報公示手続きを経て、10月8日から発効することについて県内マスコミへ発表し、新聞、テレビなどで取り上げられたところです。

また、併せてより広く周知を図るため、国、県、市町村等の関係機関、経済、関係機関団体、労働団体、大学・高校の教育機関等に対して、ポスター及びリーフレットを配布して、改正された最低賃金額の周知協力を要請致したところであります。

加えて、答申の際にいただきました最低賃金引上げのための中小企業・小規模事業主を始めとした各種支援策として、「業務改善助成金」、「雇用調整助成金」、「事業再構築補助金」等を拡充し、その周知協力の要請を8月下旬に行っております。

さらに10月中、3つの助成金に係るラジオCMを3局において実施致しました。

また併せて、10月22日、県庁前広場において、県及び労使団体の協力を得て、最低賃金改正周知街頭キャンペーンを実施しております。通行者にリーフレット等を配布しました。今年度は、連合沖縄からのお話しもありまし

て、中部地区において10月25日、北部地区において翌10月26日に街頭キャンペーンを併せて開催をしております。

なお、例年沖縄の産業まつり等の会場においてもリーフレットを配布する取組を行っているところですが、コロナ禍の状況により、分散開催やWebトークの開催というような取組になったところから、可能な主催者側に対して、リーフレットの備付けをお願いし、広報活動を併せて実施させていただいております。

2月末時点の結果ですが、現在、県や市町村が41ありますが、こちらのホームページ又は広報誌いずれかに、全て掲載、周知をいただいているところと確認させていただいております。

今後も引き続き、行政関係も含めましてあらゆる機会を捉えて、最低賃金の周知を行ってまいります。

最後に3点目になります。資料のインデックス4番を開いていただきたいと思います。

支援策と併せまして今年度御報告させております業務改善助成金を始めとした雇用調整助成金等の支給決定額等の直近データを御提供させていただいております。

業務改善助成金については、速報値になりますので記載はありませんが、2月末速報値沖縄県内では、令和3年度で67件の申請をいただいております。

雇用調整助成金については3月4日現在、資料の下になりますが休業支援金については3月7日現在の処理状況速報値となっております。こちらの方は年間通してお渡しをしているものになりますが、資料を1枚めくっていただきますと、カラー刷り厚生労働省のプレスリリースA4縦になっておりますが、2月25日公表の雇用調整助成金等の4月以降の特例措置についての

内容も発表されているものを添付させていただいております。こちらの方はマスコミ報道等もあり御存知であると思いますので、添付ということで御確認ください。なお詳細等につきましては担当窓口等へ御確認いただければと思います。

続きましてもう1枚めくっていただきますと、業務改善助成金の8月、10月にも拡充された内容となっておりますが、タイトルの方が青色白抜きで書いてあります業務改善助成金の通常コース、これは通常の予算案で通ったものが改正されたものになっております。こちらの方は申請期限が1月31日までとなっていたところ、令和4年3月末まで申請期限を延長しますというふうに拡充したこと、併せて助成金対象内容もコンサル等にも拡充していること等が追加になっております。ページ下の赤字で書いてありますアスタリスクの3ということで、20円コースは令和4年1月31日で受付を終了していることが記載されております。

通常コースのリーフレットをもう1枚めくっていただきますと、次が業務改善助成金特例コース御案内というオレンジ色のもの、もう1枚が特例コースの活用例として2枚付けさせていただいております。

こちらの特例コースは、臨時国会補正予算案成立を受けて追加で設立した内容になっております。追加の金額を確保したということで、具体例を見ていただくと分かりやすいと思いますが、特例コースの活用例として通常コースの取扱いがケース1、ケース2として、上の方がデリバリー用バイクの導入プラス広告宣伝費の活用費用は、今までは認められていませんでしたが、こういうものも助成対象となったと。下の方が、テレワーク機器の導入に合わせた備品等購入費、コピー機、プリンター等、関連したものとして助成の対象になっております。

支援策の最後になります。もう1枚めくっていただきますと、厚生労働省と中小企業庁と一番上に記載ありますがA4横の「最低賃金・賃金引上げに

	<p>向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」ということで、12月にできた状態の支援策の練り直し分を今に合せた形で各支援策の最新状況を一覧にしたものです。QRコードから各窓口での詳細内容入手できることとなっております。こちらは年末に行われたパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組を受けて整理されたものとなっております。以上、支援策の現状について、報告をさせていただきました。事務局からの報告は以上になります。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局より今年度の当審議会の開催状況その他について、説明、報告がありました。これについて御意見、御質問等があればお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（ しばらくの間 ）</p> <p>特によろしいですかね。</p> <p>はい了解しました。それでは、議事次第の1については終了させていただきます。</p> <p>それでは、続きまして、議事次第の2「令和3年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について」に移ります。</p> <p>事務局から説明の方お願い致します。</p>
梅澤賃金室長	<p>はい、お手元の添付資料インデックスの2番を開いていただきますでしょうか。こちら「最低賃金審議会(抄)」ということで、御覧いただけると思います。</p> <p>沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の設置につきましては、御承知のとおり、昨年7月1日に開催しました第1回本審及び8月6日第3回本審におきまして、最低賃金法第25条第1項の規定に基づいて、沖縄県最低賃金の改正を審議する為に「沖縄県最低賃金専門部会」及び「沖縄県新聞業最</p>

	<p>低賃金専門部会」がそれぞれ設置、決議されました。その専門部会におきまして、本審より付託されました最低賃金額の改正に向けた審議を行っていただきました。</p> <p>今年度設置されました2つの最低賃金専門部会におきまして、本審より付託された審議事項が終了したことにより、その任務は終了したものと認められます。</p> <p>よって、最低賃金審議会令第6条第7項、真ん中の方に下線が引いてありますが、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」となっておりますので、当本審におきまして、今年度設置した2つの最低賃金専門部会の廃止について御承認をいただきたく、提案させていただきます。よろしくお願い致します。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から2つの最低賃金専門部会の廃止について説明、提案がありました。</p> <p>今年度は、沖縄県最低賃金の改正を審議する為の専門部会及び沖縄県新聞業最低賃金の改正を審議する為の専門部会の設置を当本審で決議し、改正に向けた審議を付託しました。</p> <p>設置した2つの専門部会においてその任務は終了したと認められますので、最低賃金審議会令第6条第7項の規定に基づいて廃止することにしたいと思います。これでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ はいの声 ）</p> <p>ありがとうございます。承諾を得られましたので只今を持ちまして、令和3年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会及び沖縄県新聞業最低賃金専門部会を廃止することと致します。</p> <p>それでは次に、議事次第3として「その他」とありますが、事務局より説</p>

	<p>明をお願い致します。</p>
梅澤賃金室長	<p>それでは、その他としまして、まず、「令和4年度沖縄県特定(産業別)最低賃金改正の意向表明について」報告させていただきます。</p> <p>特定最低賃金改正の意向表明につきましては、審議会における年間審議スケジュールの調整等に鑑み、改正の申出を行う業種につきましては、概ね前年度末を目途に改正の意向の有無を確認させていただいております。</p> <p>次年度の改正の意向につきましては、2月18日付け特定(産業別)4業種から沖縄労働局長あて改正の意向表明がありましたので、御報告致します。</p> <p>内容につきましては、添付資料青色インデックスの5番を開いて御確認いただきたいと思っております。</p> <p>印鑑の部分、こちらは情報開示の関係上消すというふうに黒塗りになっておりますが2月18日付で。裏面を見ていただきますと、4業種の糖類、新聞業、各種商品小売業、自動車小売業(新車)、こちらの方4業種について、申出の意向表明ということで受理させていただいております。</p> <p>また、委員の皆様方におかれましては、次年度のスケジュール調整も併せまして、任期が来年度末までとなっておりますので、引き続き審議会での調査審議に御協力いただくということをお願い致します。</p> <p>それでは、今の意向表明を受けまして、来年度の中央最低賃金審議会の日程、こちらの方まだ連絡は来ておりませんが、沖縄地方最低賃金審議会の審議スケジュール案を作成しておりますので、正式には来年度第1回沖縄地方最低賃金審議会を決めていただきますが、参考配布させていただいております。</p> <p>添付資料の6番を開いていただけますでしょうか。</p> <p>こちらの方、「令和4年度沖縄地方最低賃金審議会日程(案)」ということで、令和3年度ベース案となっております。</p>

併せてこちらのスケジュール案の後ろの方に、青色インデックス7番の方には、今年度も配布させていただきましたが、答申要旨の公示日別最短効力発生日、いつ答申いただいたら、いつ発効になりますよという早見表を付けさせていただきますいております。6番と7番の資料を見ていただければというふうに思います。

まず、6番の方ですが、改正発効日を例年と同時期、10月1日の設定をした場合、8月5日までの答申が必要というふうに資料7番ではなっておりますので、特段の事情がなければ資料6の7月の2番目の列を見ていただきますと、7月4日、月曜日に第1回本審、開催時間15時からというふうにさせていただきますいております。7月4日第1回本審スタートでありますと、8月5日答申、地域別最低賃金が10月1日発効するというふうな最短スケジュールになります。

こちらのスケジュール案、一旦7月4日スタートで組んでありますが、月曜日で問題があれば、当然前倒して7月1日金曜日スタートでも変更は可能というふうになっております。

この日程案でいきますと、同じ7月を7月末の方に動かして見ますと、中央最低賃金審議会の目安伝達の日程が未確定ですが、審議日程に関わらず、把握できた時点で、各委員あて、今年度と同様、メール等により情報提供をさせていただくことを前提としまして、第2回本審、第1回運営小委員会、第3回専門部会、これを今年度と同じように29日金曜日開催というふうに予定しております。

一旦7月までの予定を組んで、8月以降は答申を目途にしておりますので、8月の1日、3日、5日という専門部会の組み方は今年度と同様というふうになっております。

このスケジュール案を見ていただいて、今年度同じように7月31日の専門部会を挟んで改正額案の提示依頼をして、土曜、日曜を挟んで次の8月の、

	<p>今年で言えば8月の2日になりましたが、最初の第4回専門部会、月曜日に額案の提示というのはタイトなスケジュールであったということと、これ以前に第1回専門部会、今回見ていただいている案ですと、7月の21日に第1回専門部会を、今回組んでありますが、この時に台風があったでしょと、こういうことも含めまして、このスケジュール案で見ていただき、何か御意見等も踏まえて、改正等必要があれば、今のところこの案でいってよろしいのかどうかと、各委員から御意見等いただければというふうに思っております。</p> <p>事務局からは以上でありますので、この案及び7番の発効日最短発効スケジュールも見ていただいて、審議会各委員からの御意見いただきますようよろしくお願い致します。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局からインデックス6番と7番で、本審、専門部会等の開催の予定等が示されました。</p> <p>かなり、厳しいタイトなスケジュールになっておりますが、委員の皆様からこれについて御意見等あれば、お伺いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（ 委員からの声あり ）</p> <p>よろしく願います。</p>
鎌田委員	<p>令和3年を参考にとということで、今お聞きしたのですが、7月29日、8月の1日、8月3日と土日を挟んでの開催であったり、中1日であったりというのは、非常に不安を感じます。こちら側でも意見調整ができるのか、それぞれの立場なんだろうけど、できるのか不安なので、一旦持ち帰って、御報告するという事は可能なのでしょうか。</p>

島袋会長	事務局お願いします。
梅澤賃金室長	はい、委員から今お話しありましたこの案はあくまで事務局の提示案ですので、正式には来年度の第1回本審に提示をさせていただいて、そこで委員の皆様のご理解を取らないと進めませんので、こちらの方で、今日お渡ししたばかりですので、意見してもらって返してもらうということは当然了解いたします。その場合いただいた意見を各委員に振らせていただくということで、ちょっと時間をいただきたいと思います、その調整をまた委員の皆さんの御協力いただければというふうに思います。
鎌田委員	はい、承知しました。ありがとうございます。
島袋会長	はい、その他ございませんでしょうか。 (しばらくの間) それでは、各委員又基礎となる団体の方で協議いただいて、事務局の方に、意見を伝えて、4年度の第1回本審で発表するという流れでよろしいですかね。 (しばらくの間) (事務局からの合図) はいよろしくお願いします。
梅澤賃金室長	今、それで了解いただきましたので、事務局の方に意見いただければよろしいという形になりますが、7月の第1回本審の日程を決めなくてはならないということになりますが、各委員の調整でというふうに捉えています、4月、5月までにいただければ各委員に振れますので、できれば5月中には

	<p>いただければというふうに思います。</p>
島袋会長	<p>それでは5月末までには、各委員の皆様の予定を事務局の方に伝えていただくという形で対応したいと思います。</p> <p>第1回本審の期日は今日で決めなくてもよろしいのでしょうか。後でまた皆様の意見を、</p> <p style="text-align: center;">(委員から発言を求める挙手あり)</p> <p>田端委員をお願いします。</p>
田端委員	<p>今出席している使用者側委員では、この案で差し支えないのですが、組合には改めて確認したいと思います。とりあえずこの案で日程は押さえておきたいと思います。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、先程確認しましたように、5月末までに各委員の皆様で、意見等あれば事務局に伝えていただくという形で対応したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>第1回本審の期日も、それで決めてよろしいですかね。</p>
田端委員	<p>できたら早めに決めていた方が、この日程、これがあるとわかれば、この日程に他は入れないので、早ければ早いほどいいのかなと思います。</p>
梅澤賃金室長	<p>委員の方から御発言あった通り、事務局としても早くいただければ各委員に早く振り直しができますので、5月末までにと先程お話ししましたけれど、出来るだけ早くして、各委員から確認が取れた段階で振り直しというこ</p>

	とでさせていいたきたいと思います。よろしくお願い致します。
島袋会長	<p>それでは5月末までということですけど、可能な限り早めに連絡をいただければと思います。</p> <p>(しばらくの間)</p> <p>事務局の方から、その他にも次年度の特定最低賃金改正の意向表明等の説明がありましたが、これについて御質問等ありますでしょうか。</p> <p>特定最低賃金改正の意向表明については、特に労働者側委員から補足することはありますでしょうか。</p> <p>(労働者側委員から なし)</p> <p>はい、使用者側委員の方もよろしいでしょうか。</p> <p>(使用者側委員からも なし)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今回は、改正に係る意向確認、表明ですので、次年度において改正を求める場合には、7月上旬に申出書の提出が必要となりますので、御承知おき願いたいと思います。</p> <p>これで、本日予定しておりました審議は全て終了となりますが、最後に、今年度の審議の在り方等について、意見、感想等があればお願いしたいと思います。どなたかございますでしょうか。</p> <p>(委員から挙手あり)</p> <p>田端委員お願いします。</p>
田端委員	<p>今年度の総括ということで改めて考えていたのですが、今年の審議の中では、28円の根拠が具体的に示されないで、いわゆる目安制度に対するものが揺らいでいるのかなと思います。次年度については、中央最低賃金審議会が目安で示したから、それが当然ということではなくて、具体的な根拠を是</p>

	<p>非示していただきたいなと思います。それから今回議論が長引いた大きな要因が発効日をどうするのかということをして1週間ほど要しました。</p> <p>使用者側からすれば、答申日から発効日までの期間が非常に短いと、対応が必要な企業の負担が大きいもので、これについては審議の中でも申し上げましたが、年始めの1月とか、年度始めの4月に変更することについても前向きに検討していただきたいなと思っています。それから先程特定最低賃金の申出意向があったということですけど、経団連が調べた調査では、全国で226件の特定最低賃金の内、61件が地域別最低賃金を下回るような結果となっています。それが何年か連続して継続していると。特定最低賃金というのは、そもそも、地域別最低賃金を上回る設定が必要と認められる場合に、関係労使の申出により全会一致をもって決められるということですので、今特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っているという状況を踏まえると、その在り方については、議論をする必要があるのかなと思っています。</p> <p>他県では、例えばですけど、過去7年くらいで、9件が廃止されているという実態がありますので、今回8月の審議の結果如何で地域別最低賃金がどうなるのかわかりませんが、その状況を踏まえて、そういったことも踏まえて色々検討していきたいなと思っています。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他、御意見等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(委員から挙手あり)</p> <p>石川委員お願い致します。</p>
石川委員	<p>お疲れ様です。先程、田端委員からあったように、昨年政府の方針であったように中央最低賃金審議会の目安の審議の在り方だったり、発効日について使用者側の皆様から沢山御意見をいただいたと思っていますが、労働者側</p>

	<p>としては、まず目安制度というのは重要だということと、その審議の結果を基にやっていくのがやはり議論の中では必要なところだと考えています。</p> <p>発効日につきましては、労働者の利益に直結するところなので、労働者側としては1日でも早い発効日を引き続き目指していきたいと思います。</p> <p>特定最低賃金につきましても、産業の魅力向上、初任給の取組というところにも関わる重要な部分ですので、こちらにつきましても審議入りの必要性有となるよう、皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。</p> <p>最後ですが、誰でも安心して過ごせる社会を目指し、これからも最低賃金の引上げに向けた取組を労働者側としても意見を提供していきたいと思っておりますので、引き続き皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他、ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、最後になりますが、西川労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。</p>
西川沖縄労働局長	<p>皆さん、こんにちは。労働局長の西川でございます。</p> <p>本日は御多用の中、御審議頂きまして感謝申し上げます。また、皆様におかれましては、日頃から労働行政、特に最低賃金制度の運営に当たりまして多大な御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>今年度の審議を振り返りますと、沖縄地方最低賃金審議会おきましては、新型コロナウイルス感染症による経済状況を考慮致しまして、労働者の生活の安定向上、各事業の発展に対しまして、最低賃金の改正がどのような影響</p>

を与えていくのか、各委員それぞれのお立場から非常に難しい判断の下、活発な意見をいただきました。

また、非常にタイトなスケジュールの中、御審議を頂きまして、最低賃金の改正、それから、発効までの手続きが無事に終了出来ましたことに対しまして、島袋会長を始め、各委員の皆様に変更して御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、現下の経済情勢でございますが、先日発表致しました1月の有効求人倍率等から、若干改善は見られておりますが、持ち直しの動きは緩んでおりまして非常に厳しい状態が続いていると思っております。

また、最低賃金につきましては、経済財政運営の基本方針、いわゆる骨太の方針の中にも、早期に全国加重平均1,000円を目指すと、いうふうにされております。

中小企業の皆様、小規模事業の皆様が賃上げをしやすい環境整備に取り組むことが求められていると思っております。

新型コロナウイルスの影響を注視しながら、労働局としては引き続き、業務改善助成金や雇用調整助成金の特例措置の延長を始めとした各種支援策を行ってまいりたいと考えてます。

また、昨年度の審議に当たっては、事務局としましてはデータ誤りが発生しました。真摯に受け止めまして、再発防止に努めるとともに、今後の審議会の円滑な運営に万全を期したいと考えております。

今後とも皆様の御意見等を賜りながら、最低賃金制度の適正な運営と履行確保のための監督指導、そうしたことにつきまして労働局、それから監督署、ハローワーク一体となって全力で取り組んでまいります。

引き続き、皆様の御理解、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

島袋会長	<p>西川局長どうもありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和3年度沖縄地方最低賃金審議会の全ての審議日程を終了致しました。</p> <p>委員の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>

令和3年度第6回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

1 開催日時 令和4年3月11日(金) 16:30~17:14

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室

3 出席者

公益代表委員 3名(島袋秀勝、上江洲純子(欠席)、城間貞、岩橋培樹、
西村オリエ(欠席)、敬称略)

労働者代表委員 4名(石川修治、鎌田健嗣、砂川安弘(欠席)、照喜名朝和、
宮城千絵 敬称略)

使用者代表委員 4名(新垣朝雄、親川進、佐久本和代、比嘉華奈江(欠席)、田端一雄
敬称略)

4 議題

- (1) 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- (2) 令和3年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
- (3) その他

5 議事要旨

(1) 事務局から、令和3年度沖縄地方最低賃金審議会の総括として、3点の報告が行われた。

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会開催状況について

改正最低賃金に係る周知広報状況について

業務改善助成金を始めとした支援施策の実施状況について

(2) 事務局から、令和3年度に設置した「沖縄県最低賃金専門部会」及び「沖縄県新聞業最低賃金専門部会」の2つの専門部会について、最低賃金審議会令第6条第7項に基づく廃止について説明、提案が行われ、廃止することについて承諾が得られた。

(3) 事務局から、令和4年度沖縄県特定(産業別)最低賃金改正の意向表明について、令和4年2月18日付で、4業種(糖類製造業、新聞業、各種商品小売業、自動車小売業(新車))について、申出に向けた意向表明を受理した旨の報告が行われた。

また、「令和4年度沖縄地方最低賃金審議会日程(案)」について提案がなされたが、欠席委員もいたことから、期日については、出来るだけ早く各委員の確認を行うこととした。

以上